

平成 30 年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額について

利用者負担額（保育料）は、保護者の方の所得に応じて神戸市が決定します。

市町村民税（特別区民税を含む。）額により階層に区分されており、この階層区分は、子どもと同一世帯に属する父母及び父母以外で家計の主宰者となる方のすべての市町村民税の合算額によって決定します。

1. 概要

- ・算定に用いる税額は、市町村民税（特別区民税を含む。）額です。
- ・市町村民税額に応じた利用者負担額になるよう、階層に分かれています。
- ・階層区分と子どもの年齢、きょうだいの順、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）によって利用者負担額を決定します。
- ・政令指定都市では、平成 30 年度から、市民税・県民税の所得割の税率割合が変更されますが 利用者負担額（保育料）の算定基礎となる所得割額は変更前（6%）の税率で算定します。

※参考：（変更前）市民税 6% 県民税 4% → （変更後）市民税 8% 県民税 2%

2. 徴収年齢

平成 30 年 4 月初日の前日時点の、子どもの満年齢により決定します。

子どもが年度途中で 3 歳に達した場合は、本年（平成 30 年）度中に限り 3 歳未満とみなします。

例 平成 27 年 11 月 15 日生まれの子どもの場合

	H30.4.1	～H30.11.13	H30.11.14～	卒園
支給認定	3号認定		2号認定	
利用者負担額	3歳未満児		3歳以上児	
		～H31.3.31	H31.4.1～	

3. 利用者負担額の切替え時期は毎年 9 月

4 月分～8 月分は前年度、9 月分～翌年 3 月分は当該年度の市町村民税額により決定します。

平成 29 年度と平成 30 年度の市町村民税額が異なる場合は、9 月分から階層区分が変更となり利用者負担額が変更になる場合があります。

例 平成 30 年度の場合

平成 30 年						平成 31 年					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
前年度（平成 29 年度）市町村民税額に基づく利用者負担額						当該年度（平成 30 年度）市町村民税額に基づく利用者負担額					

4. 家計の主宰者の認定基準

子どもの父又は母以外の世帯員（祖父母など）が家計を主として維持していると認められる場合には、その主たる生計維持者を「家計の主宰者」と認定するとともに、父母及び家計の主宰者それぞれの市町村民税額の合算額に基づいて利用者負担額を決定します。

次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、父母以外の方を家計の主宰者と認定します。

- (1) 父母以外の扶養義務者と子どもとで構成される世帯
- (2) 子どもの属する世帯で、以下のいずれにも該当する世帯
 - ・父母の市町村民税額が非課税及び収入（給与収入の他、課税の対象とならない手当や公的年金を含む。）の合計が 103 万円未満
 - ・同居している父母以外の扶養義務者の所得（総所得金額）が 236 万円を超える
- (3) 生計を維持していると認められる子どもの父又は母が、父母以外の扶養義務者の経営する事業に従事している（いわゆる事業専従者）である場合

5. 多子・ひとり親等の家庭の利用者負担額軽減

同一世帯に幼稚園、認定こども園、認可保育所等（利用者負担額表の注 1 を参照。）を利用するきょうだいがいる場合、小学校就学前までの範囲ならば、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子・・・と数えます。

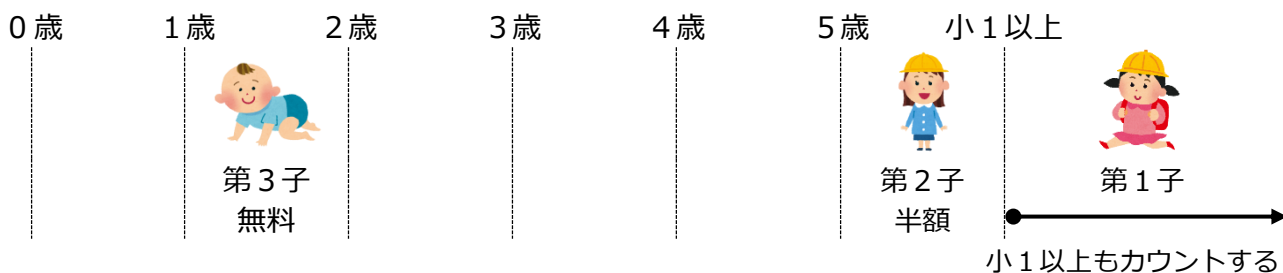
第 1 子は全額負担、第 2 子は半額負担、第 3 子以降は利用者負担額は無料です。



市町村民税所得割課税額 119,000 円以下の世帯の場合、施設等の利用の有無や年齢に関わらず、当該子どもと同一世帯に属して生計を一にするきょうだいのうち、最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子・・・と数えます。

※同一世帯、生計同一等の状況は、公的医療保険や税の扶養状況で神戸市が確認します。

※別居している子ども（寮等）や 18 歳を超えた子どもについても同様です。



市町村民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等は、上記のきょうだいの軽減の他に、利用者負担額が軽減されます。

詳しくは、「平成 30 年度保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表」をご確認ください。

6. 利用者負担額表の見方について

「子どものための教育・保育給付支給認定決定通知書」に記載されている、徴収年齢及び階層区分をご確認ください。

「①扶養している子どもにおいて、年長者から何番目の子どもか」及び「②同時在園で年長者から何番目の子どもか」で決定します。

①扶養している子どもにおいて、年長者から何番目の子どもか

当該子どもと同一世帯に属して生計を一にしているきょうだいのうち、最年長の子どもを第1子、その下の子と第2子と数えます。

②同時在園で年長者から何番目の子どもか

①で認定こども園、幼稚園、認可保育所等（利用者負担額表の注1を参照。）を利用しているきょうだいのうち、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。

例 市民税所得割課税額が70,000円（階層区分D2）の方の場合

きょうだい構成	①扶養している子順	②同時在園の子順	利用者負担額
小学3年生	第1子	—	—
5歳児（保育所）	第2子	第1子	10,800円
2歳児（保育所）	第3子	第2子	0円

※保育標準時間認定を受けているとする。

7. 寡婦（夫）控除のみなし適用について

神戸市では、婚姻歴のないひとり親家庭を対象に、税法上の寡婦（夫）控除が適用されるものとみなして、利用者負担額の算定を行う制度「寡婦（夫）控除のみなし適用」を実施しています。

対象は、神戸市で支給認定を受けて施設・事業所を利用し、所得を計算する年の12月31日（現況日）及び適用を受けたい期間において、次の（1）～（3）のいずれかに該当する方です。

- （1）婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む。）にない母であり、扶養親族又は生計を一にする子を有している方
- （2）（1）であり、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の方
- （3）婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む。）にない父であり、生計を一にする子がおり、合計所得金額が500万円以下の方

手続きは、各区こども家庭支援課（北神支所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課）に次の書類を提出してください。

- （1）寡婦（夫）控除のみなし適用に係る申出書
- （2）申出者（支給認定における保護者）及び子の戸籍全部事項証明書原本

※必要に応じて、その他の書類（各種証明、申立書など）を提出いただくことがあります。

※年度等の更新にあたっては、再度手続きをしていただきます。

8. 延長保育料

施設で定めた保育標準時間、保育短時間に応じた利用可能時間帯を超えて保育利用を希望する場合、利用者負担額とは別に延長保育料を負担いただきます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

9. その他

- ・利用者負担額を決定するためには、世帯状況や課税状況の確認が必要となります。変更があった場合は、すみやかに各区こども家庭支援課（北神支所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課）までお申し出ください。
- ・神戸市が決定する利用者負担額以外に、各施設で徴収するものがあります。
- ・施設を休まれても、毎月の利用者負担額は全額お支払いいただきます。
- ・利用される施設のタイプによって、利用者負担額の納入先が異なります。
保育所 … 各区役所・支所（神戸市外の公立保育所の場合は、その保育所を所管する市町村）
認定こども園、地域型保育 … 各施設
- ・やむを得ない失業等により世帯収入が前年に比べて著しく減少するなど、利用者負担額の支払いが困難な方には、階層区分変更の特例が適用される場合があります。申し出等は、各区こども家庭支援課（北神支所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課）にお問い合わせください。

10. 問い合わせ先

各区こども家庭支援課（北神支所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課） こども福祉係

区・支所	所在地	電話
東灘区	東灘区住吉東町5丁目2番1号	078-841-4131 (代)
灘区	灘区桜口町4丁目2番1号	078-843-7001 (代)
中央区	中央区雲井通5丁目1番1号	078-232-4411 (代)
兵庫区	兵庫区荒田町1丁目2番1号	078-511-2111 (代)
北区	北区鈴蘭台西町1丁目2番1号	078-593-1111 (代)
北神支所保健福祉課	北区藤原台中町1丁目2番1号	078-981-1748
長田区	長田区北町3丁目4番地の3	078-579-2311 (代)
須磨区	須磨区大黒町4丁目1番1号	078-731-4341 (代)
北須磨支所保健福祉課	須磨区中落合2丁目2番5号	078-793-1415
垂水区	垂水区日向1丁目5番1号	078-708-5151 (代)
西区	西区玉津町小山1番地の3	078-929-0001 (代)
こども家庭局子育て支援部 事業課（利用支援担当）	中央区加納町6丁目5番1号	078-322-6923

平成30年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

(単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額) ()内は保育短時間認定における額																			
			3歳未満児					3歳以上児														
階層区分	定義	①扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか ②同時在園 ^(注1) で年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降										
				第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子以降								
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0					0														
B	市町村民税非課税世帯 所得割課税額 48,600円未満である世帯 所得割課税額 48,600円以上66,600円未満である世帯 所得割課税額 66,600円以上77,100円以下である世帯 所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯 所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯 所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯 所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯 所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯 所得割課税額 397,000円以上である世帯	注2	5,600	0		0			3,700	0		0										
C			12,300 (12,100)	6,200 (6,100)		0			10,400 (10,200)	5,200 (5,100)		0										
D1			20,300 (20,000)	10,200 (10,000)		0			18,200 (17,900)	9,100 (9,000)		0										
D2#			24,000 (23,600)	12,000 (11,800)		0			21,600 (21,200)	10,800 (10,600)		0										
D2			35,600 (35,000)	17,800 (17,500)		0			29,800 (29,300)	14,900 (14,700)		0										
D3#				29,600 (29,000)	17,800 (17,500)	28,600 (28,000)	17,800 (17,500)	0		25,300 (24,800)	14,900 (14,700)	24,300 (23,800)	14,900 (14,700)	0								
D3			49,700 (48,900)	24,900 (24,500)		49,700 (48,900)	24,900 (24,500)	0	31,600 (30,300)		15,800 (15,200)	31,600 (30,300)	15,800 (15,200)	0								
D4	66,000 (64,900)	33,000 (32,500)		66,000 (64,900)	33,000 (32,500)	0	32,800 (30,300)		16,400 (15,200)	32,800 (30,300)	16,400 (15,200)	0										
D5	397,000円以上である世帯		66,000 (64,900)		33,000 (32,500)		66,000 (64,900)		33,000 (32,500)		0		32,800 (30,300)		16,400 (15,200)		32,800 (30,300)		16,400 (15,200)		0	
D6																						

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

(注1) 「同時在園」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。

(注2) B, C, D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。(この場合、支給認定通知書の階層区分に「*」と追記されます。)

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	3歳未満児		3歳以上児		(単位:円)
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	
B階層	0	0	0	0	
C階層	6,100	0	5,100	0	
D1階層	9,000	0	6,000	0	
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯	9,000	0	6,000	0	

(注3) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。

(注5) 保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用するときは、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表」を適用します。ただし、多子世帯に対する利用者負担額の軽減について「同時在園及び小1～小3子ども」とあるのは、「同時在園」と読み替えます。